

学校法人芝浦工業大学基本規定（寄附行為）

昭和26年 2月27日
制 定
(規程第101号)

1	改正認可年月日	昭和27年 7月11日
2	再改正認可年月日	昭和29年 9月14日
3	寄附行為一部変更認可	昭和37年 4月21日
4	寄附行為一部変更認可	昭和38年 3月29日
5	寄附行為一部変更認可	昭和39年 5月18日
6	寄附行為一部変更認可	昭和41年 1月25日
7	寄附行為一部変更認可	昭和41年 3月 1日
8	寄附行為一部変更認可	昭和44年 4月22日
9	寄附行為一部変更認可	昭和46年 3月26日
10	寄附行為一部変更認可	昭和50年 3月 5日
11	寄附行為一部変更	昭和51年 5月27日
12	寄附行為一部変更	昭和51年 9月16日
13	寄附行為一部変更認可	昭和55年 1月29日
14	寄附行為一部変更認可	昭和57年 3月15日
15	寄附行為一部変更認可	昭和58年 3月31日
16	寄附行為一部変更認可	昭和60年 3月31日
17	寄附行為一部変更認可	昭和63年11月22日
18	寄附行為一部変更認可	平成 2年12月21日
19	寄附行為一部変更認可	平成 5年 9月30日
20	寄附行為一部変更認可	平成 6年12月21日
21	寄附行為一部変更認可	平成 7年12月22日
22	寄附行為一部変更認可	平成11年 3月31日
23	寄附行為一部変更認可	平成13年 2月 1日
24	寄附行為一部変更認可	平成14年 8月28日
25	寄附行為一部変更認可	平成14年12月19日
26	寄附行為一部変更認可	平成15年 4月 1日
27	寄附行為一部変更認可	平成16年 3月 5日
28	寄附行為一部変更認可	平成16年11月 8日
29	寄附行為一部変更認可	平成17年 3月11日
30	寄附行為一部変更	平成18年 4月 1日
31	寄附行為一部変更	平成19年10月 1日
32	寄附行為一部変更認可	平成20年 2月12日
33	寄附行為一部変更	平成20年 4月 1日
34	寄附行為一部変更	平成21年 4月 1日
35	寄附行為一部変更認可	平成22年 5月24日

36	寄附行為一部変更	平成23年	4月	1日
37	寄附行為一部変更認可	平成26年	3月	20日
38	寄附行為一部変更認可	平成27年	9月	4日
39	寄附行為一部変更	平成28年	1月	21日
40	寄附行為一部変更	平成29年	1月	20日
41	寄附行為一部変更認可	平成29年	2月	14日
42	寄附行為一部変更認可	平成29年	10月	23日
43	寄附行為一部変更	平成30年	3月	27日
44	寄附行為一部変更	平成31年	3月	28日
45	寄附行為一部変更認可	令和元年	10月	1日
46	寄附行為一部変更	令和2年	1月	14日
47	寄附行為一部変更認可	令和2年	3月	16日
48	寄附行為一部変更	令和4年	8月	4日
49	寄附行為一部変更認可	令和4年	10月	17日
50	寄附行為一部変更認可	令和5年	8月	28日
51	寄附行為一部変更	令和6年	4月	1日
52	寄附行為一部変更認可	令和6年	6月	4日
53	寄附行為一部変更認可	令和7年	1月	24日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人芝浦工業大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、その事務所を東京都江東区豊洲三丁目7番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校を経営することを目的とする。

(学校の名称)

第4条 この法人は前条の目的を達するため、次の学校を設置する。

(1) 芝浦工業大学

大学院

理工学研究科

工学部

機械工学課程、物質化学課程、電気電子工学課程、情報・通信工学課程、土木工学課程、

先進国際課程

システム理工学部

電子情報システム学科、機械制御システム学科、環境システム学科、生命科学科、

数理科学科

デザイン工学部

デザイン工学科

建築学部

建築学科

(2) 芝浦工業大学附属高等学校

全日制課程普通科

(3) 芝浦工業大学柏高等学校

全日制課程普通科

(4) 芝浦工業大学附属中学校

(5) 芝浦工業大学柏中学校

(収益事業)

第4条の2 この法人はその収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産賃貸業

第2章 法人の管理

第1節 理事会

(理事会及び理事の定数)

第5条 この法人に理事12名をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事の選任及び区分)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 学長(校長)のうちから学校法人芝浦工業大学理事推薦委員会(以下、理事推薦委員会とする。)が選任した者1名。

(2) この法人の職員のうちから理事推薦委員会が選任した者7名。

(3) この法人の職員でない学識経験者で理事推薦委員会が選任した者4名。

2 第1項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 第1項第2号に定める理事は、この法人の職員でなくなったときは理事の職を失うものとする。

4 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。

5 この法人の理事選任機関は理事推薦委員会とし、次の構成員を置く。

(1) 理事長

(2) 学長

(3) 理事会が互選した理事2名

(4) 卒業生評議員が互選した評議員1名

(5) 教職員評議員が互選した評議員1名

(6) 学識経験者評議員が互選した評議員1名

6 理事推薦委員会の構成員は、理事長が委嘱する。理事推薦委員会の委員長は理事長が務める。

7 理事推薦委員会は理事の選任を職務とし、構成員の任期は4年とする。

8 理事推薦委員会が理事を選任するときは、理事長に対し評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

9 理事推薦委員会は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

10 監事又は評議員会は、理事推薦委員会に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事推薦委員会委員長に対し、理事推薦委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事推薦委員会委員長は、理事推薦委員会を招集しなければならない。

11 理事の選任方法は、学校法人芝浦工業大学理事選考等実施細則で定める。なお、理事の選任にあたっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(役員等の親族関係者の制限等)

第6条の2 理事は、他の理事、監事又は評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。）を有するものであってはならない。

2 理事、監事及び評議員(以下理事、監事については「役員」といい、理事、監事及び評議員については「役員等」という。)には寄付したことをもってその地位につくことはできない。

第6条の3 役員等は、その地位にあることのみに基づいて報酬をうけることができない。

(理事長、専務理事、常務理事、代表業務執行理事、業務執行理事の選定及び解任)

第7条 理事のうち1名を理事長、若干名を専務理事、常務理事とし、専務理事、常務理事のうち1名を代表業務執行理事とする。それぞれ理事総数の過半数の議決により選定する。理事長、代表業務執行理事、専務理事、常務理事の職を解職するときも同様とする。

2 理事長及び代表業務執行理事を除く全ての理事を業務執行理事とする。理事総数の過半数の議決により選定し、解職するときも同様とする。

3 理事長は、再任されることを妨げない。ただし、再任は1回を限度とする。

(学長、理事長、代表業務執行理事の兼職禁止)

第8条 学長は理事長、代表業務執行理事を兼ねることはできない。

(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事、専務理事及び常務理事の職務)

第9条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

3 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

4 専務理事は、理事長を補佐し、本法人全般の業務を掌理する。常務理事は、理事長の命を受け、本法人全般の事務執行に関する基本方針をたて、担当する業務について各所属長に執行上の指示を与える。

(理事長不在時の職務執行)

第10条 理事長に事故があるときは、代表業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。理事長が欠けたときは、速やかに理事会を開催し、理事長を選任する。

(理事の代表権の制限)

第11条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、すべてこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

(理事の任期)

第12条 理事の任期は、選任後4年以内(就任の日を起算日とする。)に終了する会計年度のう

ち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 次期理事の選出は、現理事の任期満了前にこれを行わなければならない。
- 3 理事は、再任されることを妨げない。
- 4 理事は、第5条第1項に定める定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の退任)

第13条 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事の解任)

第14条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事推薦委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (4) 理事たるにふさわしくない非行があったとき。
 - (5) 理事としての職務に対して不信任を呈されたとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事推薦委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事推薦委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

(理事の欠員の補充)

第15条 理事定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内にこれを補充しなければならない。

(理事会の職務及び業務決定の委任)

第16条 この法人の業務執行の決定は、理事会において行う。

- 2 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に諮問しなければならない事項、その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の招集)

第17条 理事会は、毎月1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは、臨時理事会を招集することができる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会招集の請求)

第18条 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

2 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

(会議事項の通知)

第19条 理事会を招集するには理事長は、招集の期日前少なくとも5日以前に、会議の日程及び場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事にその通知を発しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第20条 理事会の議長は、理事長とする。

2 第17条第2項、第18条第2項及び第28条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事総数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、第22条第4項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りではない。

2 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の表決数)

第22条 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の規定がある場合を除き、理事総数の過半数で決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事会の議案について利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第23条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事会の顧問)

第24条 理事会に若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決及び評議員会の同意を得て理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要な事項について諮問に応える。

4 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

第2節 監事

(監事の定数)

第25条 この法人に監事3名を置く。

(監事の選任)

第26条 監事は、理事会が推薦した者について、評議員会の決議によって選任する。

2 監事の選任にあつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の親族関係者の制限及び兼職禁止)

第27条 監事の選任にあつては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

2 監事は、他の監事又は評議員と特別利害関係を有する者であつてはならない。

(監事の職務)

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(2) この法人の理事の業務執行状況を監査すること。

(3) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) この法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事推薦委員会を含む。)に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会又は理事推薦委員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席し

て意見を述べること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事推薦委員会の招集を請求した場合も、同様とする。
 - 3 理事は理事会の議を経て、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
 - 4 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
 - 5 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。
 - 6 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
 - 7 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事の任期、退任、解任、補充、権限)

第29条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事のうち1名以上を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。
- 3 監事は、再任されることを妨げない。
- 4 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき
- 5 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
- 6 監事は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
- 7 監事は、第25条に定める定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。
- 8 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

- 9 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 10 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 11 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 12 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第3節 評議員会及び評議員

(評議員会及び評議員)

第30条 この法人に、評議員会を置く。

(評議員の選任及び区分)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちより学校法人芝浦工業大学評議員推薦委員会細則に基づく学校法人芝浦工業大学評議員推薦委員会（以下、評議員推薦委員会とする。）において選任した者 10名
 - (2) 前号の職員でない年齢 25 歳を超えるこの法人の設置する学校(この法人の前身者が設置した学校を含む。)の卒業生で芝浦工業大学校友会の推薦を受け、理事会にて選任した者 10名
 - (3) 前2号に該当しない学識経験者のうちより学校法人芝浦工業大学評議員推薦委員会細則に基づく評議員推薦委員会において選任した者 10名
- 2 評議員の選任方法は、別に規則で定める。
- (評議員の親族関係者の制限及び兼職禁止)

第31条の2 評議員の選任にあたっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

2 他の評議員と特別利害関係を有する者であってはならない。

(評議員の任用)

第32条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることを妨げない。

3 評議員は、第31条第1項に定める定数の7分の1を超えるものが欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員の欠員の補充)

第33条 評議員定数の7分の1を超えるものが欠けたときは、速やかにこれを補充しなければならない。

(評議員会への諮問事項)

第34条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、評議員会の意見を求めなければならない。

- (1) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (2) 事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (3) 多額の借財
- (4) 重要な資産の取得及び処分に関する事項
- (5) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給基準の策定又は変更
- (6) 学校、学部、学科、大学院、課程の設置、分合及び廃止
- (7) 基本規定(寄附行為)の変更
- (8) 収益事業に関する重要事項
- (9) 合併及び解散
- (10) その他この法人の運営に関して理事会又は評議員会が必要と認めた重要事項

3 前項に掲げた事項のうち、第4号、第7号、第9号については評議員会の議決を要する。

(理事の行為の差止め、責任追及の訴えの求め)

第35条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第29条第12項の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

3 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

(評議員会の招集)

第36条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、年3回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時評議員会を招集することができる。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

(評議員会招集の請求)

第37条 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会

の日の30日前までにしなければならない。

3 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

4 第1項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

5 前項の評議員は、その全員の協議により、第3項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

6 監事が評議員会を招集する場合には、監事は第3項各号に定める事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

7 評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

8 評議員総数の3分の1以上のものから会議の目的である事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、その日から20日以内に理事長は臨時評議員会を招集しなければならない。

（会議事項の通知）

第38条 評議員会を招集するには、理事長は招集の期日前少なくとも7日以前に会議の日程及び場所、会議の目的である事項を記載した書面をもって評議員にその通知を発しなければならない。

（評議員会の議長）

第39条 評議員会に議長、副議長を置き、評議員の互選によって、これを選任する。

（評議員会の定足数）

第40条 評議員会は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

（評議員会の表決数）

第41条 評議員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員会の議案について利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

4 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、第1項及び第3項の規定にかかわらず議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

5 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(評議員会の議事録)

第42条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。)又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(理事、監事等の出席)

第43条 理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。ただし、議決に加わることはできない。また理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

2 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

3 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

4 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

(評議員の解任及び退任)

第43条の2 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 第31条第1項第1号に規定する評議員がこの法人の職員でなくなったとき。

第3章 学長及び校長

(学長の選任、任期)

第44条 第4条第1項第1号に規定する芝浦工業大学の学長は、別に定める学長選考規程にしたがって選任する。

2 学長の任期は4年(就任の日を起算日とする。)とする。

3 学長は、再任されることを妨げない。ただし、再任は1回を限度とする。

(学長の解任)

第44条の2 学長が次の各号の一に該当するに至ったときは、学長候補者選考委員会の同意を得た上で、理事総数の3分の2以上の同意をもってこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき。

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 学長たるにふさわしくない非行があったとき。
- (5) 学長としての職務に対して不信任を呈されたとき。

(校長の選任、任期)

第44条の3 第4条第1項第2号から第5号までに規定する学校の校長は、理事会においてこれを選任する。

- 2 校長の任期は4年(就任の日を起算日とする。)とする。
- 3 校長は、再任されることを妨げない。ただし、再任は1回を限度とする。

第4章 資産及び会計

(法人の資産)

第45条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第46条 この法人の資産は、これを基本財産と運用財産及び収益事業用財産とに分ける。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分)

第47条 基本財産は、処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経てその一部に限り処分することができる。

(資産の管理)

第48条 この法人の資産は、理事長が管理する。

- 2 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の承認を得て確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が管理する。

(経費にあてる収入)

第49条 この法人の経費は、学生生徒納付金収入、手数料収入、寄附金収入、補助金収入、資産運用収入、資産売却収入、事業収入その他の収入をもってあてる。

(計算基準)

第50条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。
- 3 収益事業会計は、企業会計の基準を準用して処理しなければならない。

(会計年度)

第51条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第52条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を求めた後、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、中期的な計画を理事長が編成し、あらかじめ評議員会の意見を求めた後、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第53条 この法人の決算書は、毎会計年度終了後、3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けて、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、毎会計年度終了後、3か月以内に、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

4 収益事業会計の積立金は、理事会の議決を得てこれを処分することができる。

(予算外の義務の負担等)

第54条 この法人において収支予算をもって定めるものを除くほか新たに義務を負担し、又は権利を放棄するとき、又は予算内の支出をするため、その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入をする以外の負債については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を求めた後、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第54条の2 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準)、計算書類等(貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、第28条第1項第2号の監査報告、第72条の会計監査報告及び寄附行為を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。また謄本又は抄本の交付の請求があった場合には、これに応じなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第54条の3 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

(情報の公表)

第54条の4 この法人は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき寄附行為の内容
- (2) 監査報告、会計監査報告を作成したとき 当該監査報告、会計監査報告の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員及び評議員の報酬)

第55条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第5章 削除

第56条から第58条まで 削除

第6章 解散並びに合併

(解散)

第59条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第60条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した場合における残余財産は、他の学校法人その他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人の内から理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定されたものに帰属する。

(合併)

第61条 この法人は、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得た上、評議員会において出席した評議員の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を得なければ他の学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。）と合併することができない。

第7章 基本規定（寄附行為）の変更

(基本規定（寄附行為）の変更)

第62条 この法人の寄附行為は理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得た上、評議員会において出席した評議員の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得た上、評議員会において出席した評議員の3分の2以上の議決を経、かつ文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 雑則

(法人の公告)

第63条 この法人の公告は、学校法人芝浦工業大学の掲示場に掲示して行う。

(基本規定(寄附行為)細則)

第64条 この寄附行為施行の細則は、評議員会の承認を経て理事会において定める。

(責任の免除)

第65条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償をする責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第66条 監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を監事と締結することができる。

第9章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第67条 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

2 この法人に会計監査人1名を置く。会計監査人は、監事が決定した議案をもって理事が評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第68条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の議決がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第69条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

第70条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。
- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第71条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第72条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
 - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

附 則

- 1 この基本規定（寄附行為）の変更は、認可の日から施行する。
- 2 従前の寄附行為による選任の役員及び評議員は、この基本規定（寄附行為）によって選任されないとき退任するものとする。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、昭和51年5月27日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、昭和51年9月16日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、文部大臣の認可を受けた日（昭和55年1月29日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、文部大臣の認可を受けた日（昭和57年3月15日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、文部大臣の認可を受けた日（昭和58年3月31日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、文部大臣の認可を受けた日（昭和60年3月31日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、文部大臣の認可を受けた日（昭和63年11月22日）から施行する。

附 則

平成2年12月21日に文部大臣の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、文部大臣の認可を受けた日（平成5年9月30日）から施行する。

附 則

平成6年12月21日に文部大臣の認可を受けたこの基本規定（寄附行為）は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 平成7年12月22日文部大臣認可のこの基本規定（寄附行為）は、平成8年4月1日から施行する。

(工学部一部の金属工学科の存続に関する経過措置)

- 2 工学部一部の金属工学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成11年3月31日に文部大臣の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 平成13年2月1日に文部科学大臣の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成13年4月1日から施行する。

(工学部一部の工業化学科及び工業経営学科の存続に関する経過措置)

- 2 工学部一部工業化学科及び工業経営学科は、改正後寄附行為第4条第1項第1号にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 平成14年8月28日に文部科学大臣の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成15年4月1日から施行する。

(工学部一部の全学科の存続に関する経過措置)

- 2 工学部一部の全学科は、改正後寄附行為第4条第1項第1号にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成14年12月19日に文部科学大臣の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成15年6月20日に文部科学大臣に届け出たこの基本規定(寄附行為)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

平成16年3月5日に文部科学大臣の認可を受けたこの基本規定(寄附行為)は、平成16年3月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規定(寄附行為)は、文部科学大臣の認可日(平成16年11月8日)から施行する。

(改正前評議員定数の存続に関する経過措置)

- 2 評議員定数の適用は、改正後基本規定(寄附行為)第31条第2項全号にかかわらず、この基本規定(寄附行為)の認可日において、改正前の基本規定(寄附行為)で就任している評議員の任期が終了するまでの間、存続するものとする。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、文部科学大臣の認可日(平成17年3月11日)から施行す

る。

附 則

この基本規定（寄附行為）の変更は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基本規定（寄附行為）は、文部科学大臣の認可日（平成20年2月12日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、平成21年4月1日から施行する。
（工学部機械工学第二学科の存続に関する経過措置）
- 2 工学部機械工学第二学科は、改正後寄附行為第4条第1項第1号にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
（システム工学部の存続に関する経過措置）
- 3 システム工学部は、改正後寄附行為第4条第1項第1号にかかわらず、平成21年3月31日に当該学部等に在学する者が当該学部等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、文部科学大臣の認可日（平成22年5月24日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、平成23年4月1日から施行する。
（工学研究科の存続に関する経過措置）
- 2 工学研究科は、改正後寄附行為第4条第1項第1号にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

この基本規定（寄附行為）は、文部科学大臣の認可日（平成26年3月20日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この基本規定（寄附行為）は、文部科学大臣の認可日（平成27年9月4日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本規定(寄附行為)は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成29年2月14日文部科学大臣認可のこの基本規定(寄附行為)は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本規定(寄附行為)の変更は、文部科学大臣の認可日(平成29年10月23日)から施行する。

ただし、第6条第1項及び第13条第1項第3号は平成30年6月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この基本規定(寄附行為)は、平成30年4月1日から施行する。
(芝浦工業大学工学部通信工学科の存続に関する経過措置)
- 2 芝浦工業大学工学部通信工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成30年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この基本規定(寄附行為)は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)の変更は、文部科学大臣の認可日(令和元年10月1日)から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本規定(寄附行為)は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの基本規定(寄附行為)は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本規定(寄附行為)は、令和4年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基本規定(寄附行為)の変更は、文部科学大臣の認可日(令和4年10月17日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)の変更は、文部科学大臣の認可日(令和5年8月28日)から施行する。

(変更前の理事長、学長、校長の再任限度の存続に関する経過措置)

2 理事長、学長及び校長の再任限度の適用は、変更後基本規定(寄附行為)第7条、第44条及び第44条の3にかかわらず、この基本規定(寄附行為)の認可日において、変更前の基本規定(寄附行為)で就任している理事長、学長及び校長の任期が終了するまでの間、存続するものとする。

(変更前の理事、監事、評議員、学長及び校長の任期の存続に関する経過措置)

3 理事、監事、評議員、学長及び校長の任期の適用は、変更後基本規定(寄附行為)第12条、第29条、第32条、第44条及び第44条の3にかかわらず、この基本規定(寄附行為)の認可日において、変更前の基本規定(寄附行為)で就任している理事、監事、評議員、学長及び校長の任期が終了するまでの間、存続するものとする。

(変更前の評議員定数の存続に関する経過措置)

4 評議員定数の適用は、変更後基本規定(寄附行為)第31条にかかわらず、この基本規定(寄附行為)の認可日において、変更前の基本規定(寄附行為)で就任している評議員の任期が終了するまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、令和6年4月1日から施行する。

(芝浦工業大学工学部機械工学科、機械機能工学科、材料工学科、応用化学科、電気工学科、情報通信工学科、電子工学科、土木工学科及び情報工学科の存続に関する経過措置)

2 芝浦工業大学工学部機械工学科、機械機能工学科、材料工学科、応用化学科、電気工学科、情報通信工学科、電子工学科、土木工学科及び情報工学科の各学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和6年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)の変更は、文部科学大臣の認可日(令和6年6月4日)から施行する。
(理事及び監事の任期の特例)

2 令和6年6月26日に在任する理事及び監事の任期は、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで延長する。

附 則

(施行期日)

1 令和7年1月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

(変更前の役員及び評議員の定数、資格及び構成の存続に関する経過措置)

2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、

この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。